

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学債権管理規程（平成16年規程第52号）第24条の規定に基づき、必要な事項を定める。

第2章 債権の管理の機関

(法人に所属する職員に対する債権管理事務の委任等)

第2条 学長は、規程第4条第1項の規定により次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員にその事務を委任するものとする。

(1) 収入金に係る債権の管理に関する事務 出納命令役

(2) 支払の金額に戻入れする返納金に係る債権の管理に関する事務 出納役

2 学長は、必要があるときは、前項第1号の規定により委任を受けた職員の事務の一部を分任出納命令役その他の職員に分掌させることができる。

3 学長は、前二項の規定により債権の管理に関する事務を委任した職員又は当該職員の事務の一部を分掌させた職員に事故がある場合において、必要があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員にその事務を代理させることができる。

(1) 第1項第1号に規定する事務 出納命令役代理又は分任出納命令役代理若しくは当該事務を分掌させた職員以外の職員

(2) 第1項第2号に規定する事務 出納役代理

第3章 債権の管理の準則

(帳簿への記載を行うべき時期の特例)

第3条 規程第5条第1項に規定する調査は、次の各号に掲げる債権に関することとし、その調査の時期は、当該各号に定めるときとする。

(1) 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の財産の貸付料若しくは使用料又は法人が設置する教育施設の授業料に係る債権 その発生の原因となる契約その他の行為をした日の属する年度に履行期限が到来する債権にあつては、その行為をしたとき、当該年度の翌年度以後の各年度に履行期限が到来する債権にあつては、当該年度の開始したとき。（当該各年度の4月中に履行期限が到来する債権で法人債権管理事務取扱要項（以下「要項」という。）で定めるものについては、前年度の3月中において要項で定めるとき。）

(2) 一定期間内に多数発生することが予想される同一債務者に対する同一種類の債権で、法令又は契約の定めるところによりこれを取りまとめて当該期間経過後に履行させることとなっているもの 当該期間満了の日の翌日からその履行期限までの間において定めるとき。

(3) 延滞金に係る債権 当該延滞金を付することとなっている債権が履行期限の定めのあるものである場合には、当該履行期限が経過したとき当該債権が損害賠償金又は不当利得による返還金に係るものである場合には、当該賠償又は返還の請求をするとき。

(帳簿への記載を要しない場合)

第4条 出納命令役及び出納役（以下「出納命令役等」という。）が、その所掌に属すべき債権で未だ規程第5条に規定する帳簿（以下「債権管理簿」という。）に記載されていないものについて、その全部が消滅していることを確認した場合とする。

2 前項の場合においては、出納命令役等は、当該債権について債権管理簿に記載することができなかった理由を明らかにしておかなければならない。ただし、債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきとなっている債権は、この限りでない。

(調査、確認及び記帳を要する事項)

第5条 規程第5条に規定するその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の発生原因
- (2) 債権の発生年度
- (3) 債権の種類
- (4) 利率その他利息に関する事項
- (5) 延滞金に関する事項
- (6) 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
- (7) 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項
- (8) 解除条件
- (9) その他学長が定める事項

2 出納命令役等は、債権の管理上支障がないと認められるときは、別に定めるところにより、前項各号に規定する事項の調査、確認又は記載を省略することができる。

3 第1項第2号に規定する債権の発生年度の区分及び同項第3号に規定する債権の種類は、別に定める。

4 出納命令役等は、規程第11条第1項に規定する担保物及び債権又はその担保に係る事項の立証に供すべき書類、その他の物件の保存に関する事項を債権管理簿に記載しなければならない。

5 出納命令役等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載したものについてその管理に関する事務の処理上必要な措置をとったとき、当該債権が消滅したことを確認したとき、又はその管理に係る事実で当該事務の処理上必要なものがあると認めるときは、その都度遅滞なく、これらの内容を債権管理簿に記載しなければならない。

（債権の発生又は帰属の通知）

第6条 規程第6条に規定する者が同条の規定により行うべき通知は、次に掲げる事項を記載した書面に、債権又はその担保に係る事項を立証すべき書類の写しその他の関係物件を添えて、これを出納命令役等に送付することにより行うものとする。

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 債権金額
- (3) 履行期限
- (4) 前条第1項各号に規定する事項

2 学長は、前項各号に規定する事項のうち通知をする必要がないと認められるものについてはこれを省略させることができる。

（債権についての異動の通知）

第7条 規程第6条に規定する者は、同条の規定により出納命令役等に通知した債権について異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を出納命令役等に通知しなければならない。

（履行の請求）

第8条 規程第4条に規定する事務を行う者は、規程第7条の規定により履行の請求をしようとするときは、当該請求に係る債権の内容が規定又は契約に違反していないかどうかを調査しなければならない。

2 前項の履行の請求は、同一債務者に対する債権金額の合計額が履行の請求に要する費用を超えない場合を除くほか規程第5条第1項の規定により債務者及び債権金額を確認した日（履行期限の定めのある債権にあっては、その確認した日と当該履行期限から起算して20日前の日とのいずれか遅い日）後遅滞なく、行わなければならない。

（納入の請求に係る手続を行わない債権）

第9条 債務者に対して納入の請求をする必要のない債権は、役員及び職員に対して支給する給与の返納金に係る債権で債権金額の全部に相当する金額をその支払った日の属する年度内において当該職員に対して支払うべき給与の金額から一時に控除して徴収することができる債権とする。

(担保の種類及び提供の手続等)

第10条 出納命令役等は、規程第10条の規定により担保の提供を求める場合においては、次に掲げる担保の提供を求めなければならない。ただし、当該担保の提供ができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもって足りる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 出納命令役等が確実に認める社債その他の有価証券
- (3) 出納命令役等が確実に認める金融機関その他の保証人の保証

(不良債権の処理をした債権の区分整理)

第11条 出納命令役等は、規程第12条の措置をとる場合には、その措置をとる債権を債権管理簿において他の債権と区分して整理するものとする。

(消滅に関する通知)

第12条 規程第13条の規定による通知は、次の各号に掲げる者が当該各号に定めるときに行うものとする。

- (1) 現金出納職員 収入金に係る債権について法人のために弁済の受領をしたとき。
- (2) 規程第6条に規定する者 同号に規定する契約その他の行為について解除又は取消しがあったとき。

(履行延期の特約等の手続)

第13条 規程第15条の規定による履行延期の特約等は、債務者からの書面による申請に基づいて行うものとする。

2 前項の書面は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 債権金額
- (3) 債権の発生原因
- (4) 履行期限の延長を必要とする理由
- (5) 延長に係る履行期限
- (6) 履行期限の延長に伴う担保及び利息に関する事項
- (7) その他学長が定める事項

(分割して弁済させる債権の履行延期の特例)

第14条 分割して弁済させることとなっている債権について規程第15条第3項の規定により最初に弁済すべき金額の履行期限後に弁済することとなっている金額に係る履行期限を併せて延長する場合においては、最後に弁済すべき金額に係る履行期限の延長は、最初に弁済すべき金額に係る履行期限の延長期間を超えないものとする。ただし、特に徴収上有利と認められるときは、当該履行期限の延長は、規程第16条に規定する期間の範囲内において、当該期間を超えることができる。

(延納担保の種類、提供の手続等)

第15条 出納命令役等は、その所掌に属する債権で既に担保の付されているものについて履行延期の特約等をする場合において、その担保が当該債権を担保するのに十分であると認められないときは、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をさせるものとする。

(延納担保の提供を免除することができる場合)

第16条 規程第17条ただし書の規定により担保の提供を免除することができる場合は、次に掲げる場合に限る。

- (1) 債務者から担保を提供させることが法人の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合

- (2) 同一債務者に対する債権金額の合計額が10万円未満である場合
- (3) 履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合
- (4) 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいない場合

(延納利息の率)

第17条 規程第17条の規定により付する延納利息の率は、財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率（以下この条において国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）に定める「財務大臣の定める率」という。）によるものとする。ただし、履行延期の特約等をする事情を参酌すれば不当に又は著しく負担の増加をもたらすこととなり、財務大臣の定める率によることが著しく不適當である場合は、当該財務大臣の定める率を下回る率によることができる。

(延納利息を付さないことができる場合)

第18条 規程第17条ただし書の規定により延納利息を付さないことができる場合は、次に掲げる場合に限る。

- (1) 履行延期の特約等をする債権が規程第15条第1項第1号に規定する債権に該当する場合
- (2) 履行延期の特約等をする債権が規程第19条第3項に規定する債権に該当する場合
- (3) 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を付することとなっているものである場合
- (4) 履行延期の特約等をする債権の金額が1,000円未満である場合
- (5) 延納利息を付することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が100円未満となる時。

(履行延期の特約等に付する条件)

第19条 出納命令役等は、規程第17条ただし書の規定により担保の提供を免除し、又は延納利息を付さないこととした場合においても、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めるときは、担保を提供させ、又は延納利息を付することとすることができる旨の条件を付するものとする。

(延滞金を免除することができる範囲)

第20条 規程第19条第3項に規定するその他必要があると認める債権とは、次に掲げる債権とする。

- (1) 法人が設置する教育施設の授業料に係る債権
 - (2) 法人が設置する教育施設において教育を受ける者のために設けられた寄宿舎の使用料に係る債権
 - (3) 法人が設置する病院、診療所、療養所その他の医療施設における療養費に係る債権
 - (4) 債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係る債権
- 2 規程第19条第3項に規定する債権及びこれに係る延滞金について同項の規定により免除することができる金額は、同項の規定する延滞金の額に相当する金額の範囲内の額を超えないものとする。

第4章 雑則

(雑則)

第21条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年細則第23号）

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第21号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。